

# 投書マニア

市川清文

昔、一時期、投書マニアをしていたことがある。手元に、その切り抜きが一部残っている。その最初の掲載が、1978年1月28日付の毎日新聞「読者の広場」である。題して、「都立高入試に第二志望を認めよ」。ちょうど、自分の妹が高校入試で志望校選びに悩んでいたことを題材にしたものである。

その後、これに気をよくしたのか、矢継ぎ早に投書し、掲載されている。今から35年前の話である。残っているものを見てみた。

同年2月11日付毎日新聞読者の広場「図書館は他区民にも貸し出しを」

同年2月14日付毎日新聞読者の広場「バレンタインと教師のあり方」

同年4月19日付毎日新聞読者の広場「街角にぜひ水飲み場を」

同年5月4日付毎日新聞読者の広場「むずかしい日本語の使い方」

同年7月22日付毎日新聞読者の広場「開かれた裁判こそ重要」

同年8月3日付毎日新聞読者の広場「お役所にもこんな親切が」

同年8月4日付毎日新聞読者の広場「自転車への根本対策が必要」

同年8月26日付毎日新聞読者の広場「夏休みの宿題で家族がふれあい」

同年9月4日付毎日新聞読者の広場「不要な信号機の撤去を望む」・・・。

毎日新聞の「読者の広場」というのは、読者からの投書を掲載するコーナーである。

1978年というのは、自分が司法試験に合格した年である。つまり、この投書をしている間の5月14日に司法試験（もちろん旧司法試験）の短答式試験を受け、細かい日程は忘れたが、同年6月下旬に論文式試験を受けている。なるほど、5月4日の後、7月22日まで空いているのは、この間に短答式試験と論文式試験を受けていたからである。その後、9月の下旬に口述試験を受けており、投書も、ここで終わっている。

当時、私は銀座6丁目のある商業ビルで週3日ほどガードマンのアルバイトをしていた。夕方6時に入り、翌日朝9時までそこでガードマンの仕事をしながら寝る生活である。勉強できるとの触れ込みだったが、行くとなかなか勉強する気になれず、ボイラー室で働いている人が買ってくる漫画週刊誌を読んだり、管理事務所ですべて新聞などを読んだりしていた。その新聞のひとつが毎日新聞であった。自宅では朝日新聞であったが、ガードマンをしながら時間つぶしに読んだ毎日新聞の方が、当時は親しんでいた。

司法試験の受験生を何年もしていると飽きてくる。

合格への焦りもあったが、飽きもある。社会に出られないもどかしさ、鬱憤のようなものもあった。飽きを吹き飛ばし、準備や予備、副でなく、正の行為をしたくなっていた。

最初の投書は、妹の問題で本気で憤っていたので、思いつきで、ごく軽い気持ちで投書した。それまで投書など考えたこともなかったが、毎日新聞読者の広場の投稿規定を目にして、ふと投書してみようと思ってしまったのだった。

ところがこれが掲載されてしまった。しかも、掲載のお礼に毎日新聞から送られてきたのは、万年筆だった。安物ではあったが、何となく勲章のような気がしてうれしくなった。で、なぜか、この投書が、社会への風穴、社会との太いパイプのような気がしたのである。

投書をすれば、社会に対して発言することができる。それなりの影響力を行使できる。多分、そんな気持ちだった気がする。受験生のマイナー生活からのひとときの逃避、これが投書だったのかも知れない。



もちろん、上記は掲載されたものの一覧で、不掲載のものもなかった訳ではない。掲載されるものにはそれなりの理由があり、不掲載のものにもそれなりの理由がある。新聞社には、毎日、おびただしい数の投書が送られるとのことで、掲載されるものはそのごく一部に限られる。その狭き門をくぐり抜けるには、それなりの投書の質が求められるはずである。

まず、400字などという少ない文字数を守って、しかも文章としても分かりやすい水準を保つことは容易ではない。論旨を徹底的に整理し、これが伝わりやすい論理運びを研ぎ、納得しやすい文章にする。これは、文章一般の修行である。当然、司法試験の論文にも役立つなどと、当時、若干の後ろめたさをごまかしていた気がする。

更に、掲載される内容についても、さまざまな配慮をする。新聞社には、投書を選定する際の基準があるはずであるとの前提に立ち、これに当てはまるテーマ、切り口を選択するのである。

たとえば、普段あまり取り上げられないものの、多くの人が疑問に思っているであろうことを指摘するもの。役所など、公的機関と国民との関係についてのもの。教育関係、公共交通関係。いわゆるホノボノもの等々。

上記の投書は、ほとんどこれらのどれかに属するテーマであった。

ところが、この中で、一つだけ異色のものがある。「開かれた裁判こそ重要」という7月の投書である。これは、実は元裁判官という方が、「編集者への手紙」という特別の寄稿欄に書いた「裁判の正しい見方、聞き方」副題として「判決は”訴因”についてだけ」という文章に対する反論として投書したものである。

当時、鬼頭判事補が、検事総長の名をカタッってニセ電話を掛けたという官名詐称事件が起こり、世を騒がせていた。さまざまな憶測が飛ぶと同時に、鬼頭判事補の論理、すなわち、より大きな犯罪が行われているとき、たとえば殺人行為があるときに、立ち小便を装って犯罪を監視するようなものという、立ち小便の論理が更にこれに拍車を掛けていた。ところが、鬼頭判事補の裁判では、このような大きな問題は取り上げられず、軽犯罪法違反の訴因についての最低限の審理が行われたのである。

これに対して、マスコミをはじめとして、不満の論調が沸き起こった。政治的謀略犯罪の疑惑を抱かせた事件であるのに、その黒い霧は結局晴れないまま終わったなどとする論説も見られた。

これに対して、この元裁判官は、事件の本質の解明は軽犯罪法の審理とは無縁だとし、「裁判所は、起訴された訴因外のことに頭を突っ込まない、いや、突っ込んではいけない」とし、他方では「その発想の意外さに驚いたことであった」などと書いていた。

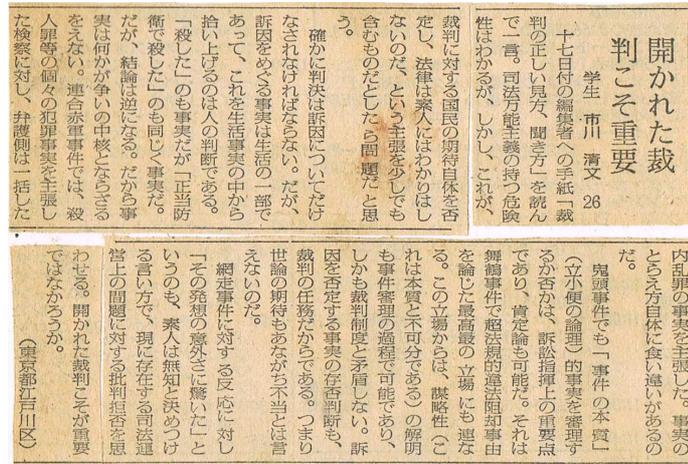
これに対して反論したものである。

当時の声欄の文字数は400字と決められていたが、内容が内容だけに、600字を越えてしまった。字数がオーバーすると、あるいはオーバーしていなくても無駄な記載があると、声欄のオーナーは遠慮無く文字を削ってしまう。このときも削られても仕方ないと

決め込んで投書したが、専門的な論述だったからか、1文字も削られず、そのまま掲載された。

このように、原稿が削られるかどうか、あるいは、趣旨を変えずらしいのだが、これらをすり抜けて原稿通りに掲載されるかどうか、投書の際のスリルの一つであった。削られなかったり、書き換えられなかったりするの、ある種、完成度の高さのメルクマールになり得るからである。

余談だが、投書は、広く読者の声を拾い上げというのがそのコンセプトである。同じ人の投書ばかりが掲載されるのは、そのコンセプトに反する。連続で同じ人が掲載されたりすれば、一種の乗っ取り行為になるので、仮に良い投書でも没になる可能性が高くなる。よって、上記投書の一部は、妻名義（当時は結婚前だったが）で投書したりする裏技（ズル？）もしたりした。



## 読者の広場



寄



このような投書マニアは、司法試験に合格して、すっかりそのエネルギーを失った。弁護士というバッジを手にしたのだから、必要があれば、正攻法でどんどん社会的活動すれば良いし、すべき状況になったのだから、当然ではある。

しかし、その後、投書マニアとしてではなく、弁護士としての肩書きを使って、社会の公器としての新聞に投書すべきこともあることに気づいた。弁護士は、社会的問題について、集団訴訟や行政訴訟を提起したりするいくつかの手法をもっているが、このような手法になじまない問題について、新聞にある程度まとまった論考を掲載して、問題提起し、あるいは影響力を発揮すべき場面もあると感じたからである。

で、投稿したのが、1999年5月26日付朝日新聞『論壇』「通信傍受法案に何が足りないか」、2003年9月23日付朝日新聞『私の視点』「監視カメラ 安心と人権の共存を図れ」、2008年7月2日付朝日新聞『私の視点』「裁判員裁判 国は『弁護士補助官』創設を」である。

（ちなみに、これらは、私のホームページ、<http://www.ichikiyo.com/sho.htm> で紹介している）。

当時、通信傍受法案についても、いわゆる盗聴法として、各界から危惧の声が発せられており、もちろん弁護士や弁護士団体もさまざまな議論をしていたが、今ひとつ、世論を巻き起こすまでに至っていなかった。もっと、一般の人々に危険性を知らせる必要があると思っていた。弁護士や弁護士会は、一般に、この世論への働きかけが上手でないと思っていた。

では、新聞への投書はどうか。

これも、単純に危険性を指摘し、反対するだけのものは掲載されにくいことを知っていた。そこで、必要性を認めつつ、その修正を迫るという手法を選択し、この修正がなければ危険すぎて駄目だという論理を展開した。それが、「通信傍受法案に何が足りないか」という不足の指摘である。

「ところがこの法案は、このバランスの要請を無視して裸の凶器の体をなしているところに、反対派を説得しきれない限界がある」などとし、傍受を認める前提として通謀審査庁を創設して管理させ、補償制度・特別公務員不正盗聴罪などの新設が必要としたのである。

このように、新聞は、推進・反対の両世論の存在は知っているが、これらを「超越」するような、「建設的」な議論には敏感である。これを意識して投稿する。

監視カメラの際も同様である。監視カメラが増えることは止められない前提で、令状主義の採用や国民映像管理庁での映像の一元管理、利用状況の白書の発行や国民映像オンブズマン制度の創設などを提言した。これらは、監視カメラに反対という立場というよりも、本当に、そのような共存のための制度が必要だと考えていた。

更に、裁判員制度について。当会は裁判員裁判に反対の立場で、2009年1月には、会員招集による臨時総会で裁判員裁判の延期決議を挙げている。自分はその発起人の1人であり、臨時総会では、最初に、決議の内容の説明をさせていただいた。

前記の「裁判員裁判 国は『弁護補助官』の創設を」という論考は、決議の半年前のものであり、臨時総会招集運動を開始する直前のものである。

朝日新聞は裁判員裁判に積極的であり、弁護士会などからの反対には耳も傾けないと、当時、思っていた。賛成の論考は積極的にさまざまところで取り上げていたが、当会のような危惧の論調、反対の論調には見向きもしない。

新聞は公器と言われながら、そして絶大な影響力を誇りながら、様々に偏向している。ごく一部の編集委員に牛耳られていることに、危機意識すら持たざるを得ない。司法改革に対する各新聞社の立ち位置は、弁護士として、極めて問題であると思っていた。

それをどのようにくぐり抜けて裁判員裁判の問題点を指摘するか、新聞に掲載させる以上、この手法が問題であった。

そこで、自分が取った手法は、「弁護補助官」という、聞き慣れない用語を使うことであった。

裁判員裁判については、連日開廷や、証拠調べ後、短時間の準備での弁論の強行など、被告人や弁護人の防御権がきちんと保障されないのではないかと危惧が指摘されていた。それを指摘する論調は無論、以前からあった。だから、それを指摘するだけでは目新しさが無く、掲載基準に引っかかってくれないと思われた。

そこで引いた補助線が、「弁護補助官」であった。

幾何の解法で、補助線一本で問題の本質が浮かび上がるのと同様の手法である。弁護補助官という補助線を引くことで、裁判員裁判制度を肯定しながら、その問題点を浮かび上がらせることができると考えたのだ。

この弁護補助官を指摘することで、この制度が無い現実が、いかに弁護人にとって過酷なのか、ひいては被告人の防御権の保障にとって脆弱なのかが浮かび上がる。正面から反対とは言わないものの、議論の泉に波紋を広げることくらいは出来る。そう考えての、投



れた監視カメラの論考が記載され、最後に（平成15年9月、朝日新聞「私の視点」に掲載の市川清文<sup>きよふみ</sup>の論説文より）と、フリガナ付きで出典が紹介されていた。

その上で、いくつかの箇所に傍線が引かれたり、空欄が設けられたりして、「理由を、問題文中から15字の語句を抜き出し・・答えなさい」とか、「傍線部とおおむね同様の内容を示している部分を、問題文中から25字以上、30字以内で抜き出し、その初めの5字と終わりの5字を記しなさい」とか、空欄に入る接続詞が問われたり、筆者の主張として適切なものを以下から二つ選べなどの設問が作られていた。

自分の書いた文章がこのように切り刻まれるのも不思議な気がしたが、一部、設問がよく分からず、別紙の解答を見たが違っている気がしたのは、まあご愛敬か。

あと、原文は「手順」としていたのが、「手段」と誤記されていたのは、どう考えてもひどいうっかりである。「手段」を読んで、すぐに違和感を覚えたので、自分の論考を引っ張り出したら、ちゃんと「手順」になっていた。これが学研かと、ちょっと意外だった。

以 上